

せいねんこうけん 下呂市成年後見支援センターだより

発行:下呂市成年後見支援センター

令和5年10月発行

【 第2号 】

(次回発行 : 令和6年1月 『 法定後見制度 費用編 』 を予定しています)



下呂市成年後見支援センターでは、認知症や障がいなどにより、契約や財産管理などに不安がある方に対して、成年後見制度の説明や相談、利用手続きに関するお手伝いをしています。また、制度の理解と普及を図ることを目的に、『成年後見支援センターだより』を発行しています。

もっと知りたい！法定後見制度 利用の手順編

① 申立の準備

* 申立人を誰にするか決めます

Q1

② 書類の作成依頼

* 2つの書類の作成を依頼します

- (1) 本人情報シート (無料) : ケアマネージャーやケースワーカーなどの福祉関係者に依頼します
- (2) 診断書 (有料) : 主治医に依頼します

③ 申立書類の作成

* 申立書類一式を準備し、誰が作成するかを決めます

- (1) 申立人が自分で作成する : 無料
- (2) 法律の専門家に作成を依頼する : 有料

Q2

Q3

④ 必要書類の取り寄せ

* 市役所や法務局などで必要な書類を取り寄せます (一部有料)

⑤ 申立

* 書類 (②・③・④) + 申立費用 (申立手数料、登記手数料など) を家庭裁判所に提出します

Q4

⑥ 審判

* 申立から3ヶ月以内を目安に成年後見人等が選任されます
* 必要に応じて、聞き取り調査・面接・鑑定等が行われます

⑦ 登記

* 法務局に審判の内容が登記されます

* 「登記事項証明書」をもとに、成年後見人等の仕事が始まります (基本的には報酬の支払いが必要です)

Q5

Q1：申立人になれる人は？

A1：本人、配偶者、親族（四親等以内）、検察官などです。

どうしても申立人が見つからない場合は、市町村長が申立をする場合もあります。

Q2：作成する書類は？

A2：作成する書類は以下のとおりです。

*書類は家庭裁判所でもらえます。裁判所ホームページからのダウンロードも可能です。

- 1 開始申立書
- ※2 代理行為目録
- ※3 同意行為目録
- 4 申立事情説明書
- ※5 候補者事情説明書
- 6 財産目録
- 7 収支予定表
- 8 親族関係図
- 9 親族の意見書

※の書類は必要に応じて作成します。

Q3：取り寄せる書類は？

A3：取り寄せる書類は以下のとおりです。

【市役所で取得】

- ㊶ 本人の戸籍謄本
- ㊷ 本人の住民票または戸籍附票
- ㊸ 申立人と本人の関係がわかる資料（戸籍など）

【法務局で取得】

- ㊹ 本人の登記されていないことの証明書

【本人の状況にあわせて準備】

- ㊺ 本人の健康状態がわかる資料（介護保険証等）
- ㊻ 本人の財産状況がわかる資料（土地登記簿等）

【②で依頼した書類】

- ㊼ 本人情報シート
- ㊽ 診断書（申立日から3ヶ月以内に作成されたもの）

Q4：どこに申立をするの？

A4：本人の住所地（実際に住んでいる場所）を管轄する家庭裁判所に申立をします。

*下呂市の管轄は岐阜家庭裁判所です（金山地域は岐阜家庭裁判所本庁、その他の地域は岐阜家庭裁判所高山支部になります）。

Q5：成年後見人等になれる人は？

A5：親族、法律や福祉の専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、市民後見人（研修を受けた市民）、法人（社会福祉法人、NPO法人等）などから、家庭裁判所が最もふさわしいと判断した人を職権で選びます。



下呂市成年後見支援センター ご利用案内



【住所】〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166 番地 8 星雲会館 福祉部 社会福祉課内

【電話】0576-52-3936 【メール】seinenkoken.gero@gmail.com

【開設時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土日祝、年末年始を除く）

下呂市の委託を受けて、下呂市社会福祉協議会が運営しています